

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
平成三十年度における戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率は、○・九七八とする。	平成二十九年度における戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率は、○・九七八とする。